

医療法人等に係る所得金額の計算書記載要領

I この計算書の提出が必要な場合

この計算書は、地方税法第72条の23第1項ただし書の規定の適用を受ける医療法人等（医療法人又は医療施設に係る事業を行う農業協同組合連合会）が、確定申告書又は修正申告書を提出する場合に、地方税法施行規則第6号様式別表5等に添えて提出してください。

なお、①法人税法施行規則様式別表4の写し、②損益計算書、③販売費及び一般管理費明細書も併せて添付してください。

ただし、社会保険診療分の所得とその他の所得を区分して計算している医療法人等及び法人税において租税特別措置法第67条第1項の規定の適用を受ける医療法人は、この計算書を提出する必要はありません。（その場合は、地方税法施行規則第6号様式別表5の備考欄にその旨を記載するとともに、所得計算についての明細書を提出してください。）

II 記載の順序

- 1 まず付表1「収入金額の明細」及び付表2「医療直接費の明細」を記載してください。
- 2 以上の記載が終わりましたら、「医療法人等に係る所得金額の計算書」（本表）の各欄を記載し、課税標準とすべき所得金額を算出してください。

III 各欄の記載のしかた

1 付表1「収入金額の明細」

(1) 「社会保険診療収入」欄には、地方税法第72条の23第1項ただし書に規定された給付について支払を受けるべき金額を適用される法律ごとに記載してください。この場合において、これらの社会保険診療収入金額には、被保険者又は組合員が負担する家族療養費及び一部負担金（初診料）等を含みます。

(2) 「自由診療等収入」欄には、社会保険診療以外の診療による収入金額を記載しますが、次の点に留意してください。

ア 「労働者災害補償保険法等収入」欄には、労働者災害補償保険法のほか、国家公務員災害補償法、地方公務員災害補償法及びその他の法律に基づく業務上若しくは公務上の負傷、疾病に対する療養補償又は災害補償等として医療等の給付について支払を受けるべき金額を記載してください。

イ 「自動車損害賠償保障法収入」欄には、自動車損害賠償責任保険、その他の損害保険等の保険金に相当する部分のうち医療費等として収入すべき金額を記載してください。

ウ 「健康診断・予防注射等受託医療収入」欄には、学校、事務所等との契約に基づく健康診断又は予防接種等の医療等の給付について収入すべき金額を記載してください。

エ 「健康診断証明書収入」欄には、健康保険等の給付が除外される健康診断に係る証明書を交付することにより収入すべき金額を記載してください。

オ 「入院料ベッド代差額収入」欄には、健康保険等の規定に基づく医療等の給付に係る入院料及びベッド代以外に、患者から別途入院料及びベッド代として収入すべき入院室料差額等の金額を記載してください。

カ 「食事代差額収入」欄には、健康保険等の規定に基づく医療等の給付に係る食事代以外に患者から別途食事代として収入すべき金額を記載してください。なお、付添人から受け入れた食事収入については、その他の収入として「付添人給食収入」欄に計上してください。

キ 「生産品等販売収入」欄には、作業療法等を通じて生産した農産物等を販売すること又は物品等の加工若しくは修理を請け負うことにより収入すべき金額を記載してください。

(3) 「その他の収入」欄には、「社会保険診療収入」欄及び「自由診療等収入」欄に計上しない収入金額を記載しますが、次の点に留意してください。

ア 「利子配当等収入」欄には、当該事業年度に支払を受けるべき所得税法第174条第1号及び第2号の利子等及び配当等の金額を記載してください。

イ 「商品販売収入」欄には、医療用器具の販売、売店収入等の金額を記載してください。

ウ 「物品資産貸付収入」欄には、テレビ、電話等の賃貸料及び不動産を駐車場等として貸し付けたことによる収入金額を記載してください。

(注) 付表1「収入金額の明細」に計上された収入金額は、損益計算書の収入金額と一致することになります。

ただし、土地譲渡損益、有価証券売却益など「記載上の留意点」において別計算することとした収入（この表において、「土地譲渡損益等」という。）は、付表1「収入金額の明細」に含めず、本表の収入金額欄及び所得金額欄には計上しないでください。

また、各種引当金及び準備金の益金算入額、経費の戻入と認められる収入金額など「記載上の留意点」においてその他の収入に含まないこととした収入は、付表1「収入金額の明細」に含めず、本表の収入金額欄には計上しないでください。

(4) このほか各収入科目の取扱いについては、「記載上の留意点」を参照してください。

2 付表2「医療直接費の明細」

損益計算書に基づき記載しますが、次の点に留意してください。

ア 「給食材料費（患者用）」欄には、患者に係る部分だけ計上しますが、職員、付添人用の給食費が含まれる場合は、給食数で按分する等妥当な方法で算出の上記載してください。

イ 「給料・手当等」、「退職金」、「法定福利費」については、医療に直接従事する医師、薬剤師、看護師、歯科技工士、助手等に係るものを計上し、役員（医師等である者を含む）、事務員等に係るものは一般管理費に計上してください。

ウ 「減価償却費」欄には、医療機器、医療用車両（救急車）に係るものについてのみ計上してください。

3 「医療法人等に係る所得金額の計算書」（本表）

- (1) 付表1及び付表2の記載が終わりましたら、最後に計算書に記載しますが、次の点に留意してください。
- ア ①～③欄には、付表1中の各項目の計欄の金額を転記してください。
 - イ 「医療直接費⑤」の総額欄には、付表2の計欄の金額を転記してください。
 - ウ 「専属経費（事業税等）⑦」欄には、区分の明瞭な診療報酬請求に係る経費（社会保険診療分）、貸倒損失（社会保険診療分又はその他分）、法人事業税（その他分）等についてそれぞれ計上してください。
 - エ 「所得金額総額⑨」欄には、法人税法施行規則様式別表4の34欄の金額を転記してください。ただし、土地譲渡損益等に係る所得金額を控除してください。
 - オ 以上の記載が終わりましたら、「一般管理費等⑥」の総額を逆算することにより算出の上記載してください。
- (2) 「医療直接費⑤」欄及び「一般管理費等⑥」欄の総額を、計算書に記した算式に従って、社会保険診療分とその他分とに按分してください。
- (3) 最後に社会保険診療分の所得金額及びその他分の所得金額を算出してください。「所得金額総額(C)」欄の金額を、地方税法施行規則第6号様式別表5の19欄に記載し、事業税の課税標準とすべき所得金額を算出してください。

「医療法人等に係る所得金額の計算書」の記載上の留意点

「医療法人等に係る所得金額の計算書」付表 1 に記載するものの他、この留意点によって記載してください。この留意点に記載されていない収入科目の収入金額については、この一覧表に準じて計上してください。

収入科目	社会保険 診療収入	自由診療 等収入	その他の収入	その他の収入 に含まない	別計算
介護保険収入	○注 1	○注 2			
窓口現金収入	○ (社会保険分)	○ (社会保険以外分)			
家族療養費	○				
入院時生活療養費	○				
保険等査定増減	○ (社会保険分)	○ (社会保険以外分)			
自費診療収入		○			
労働者災害補償保険法等収入		○			
自動車損害賠償保障法収入		○			
健康診断・予防接種等受託医療収入		○			
健康診断証明書収入		○			
入院料ベッド代差額収入		○			
食事代差額収入		○			
生産品等販売収入		○			
受託加工、検査料等収入		○			
嘱託収入		○			
救急病院手当		○			
利子補給・事務取扱手数料			○		
電話、電気、ガス、テレビ、 寝具等使用料収入			○		
商品販売収入			○		
自動販売機収入			○		
印紙等販売収入			○	○ (販売差益の生 じないもの)	
販売手数料			○		
各種補助金・委託料			○	○注 3	
各種(旅行・忘年会)協賛金			○		
各種祝金・協力金			○		
従業員給食収入				○	

収入科目	社会保険 診療収入	自由診療 等収入	その他の収入	その他の収入 に含まない	別計算
保育料収入				○ (従業員利用分)	
従業員の社宅、寮収入				○	
企業年金払戻金				○	
債務免除益				○	
仕入値引				○	
現金過不足				○	
保険解約・満期返戻金				○	
保険等の配当金			○		
生命保険金・損害保険金			○	○注4 (支払相当額と相 殺されたもの又は 圧縮損等により収 益反映しないもの)	
有価証券売却益					○
償却資産売却益			○ (取得価額を超 える部分)	○	
施設等利用料			○		
土地譲渡益等					○
贈与・寄付金・受贈益			○ (軽微なもの)		○
その他の事業に係る所得			○ (軽微なもの)		○
各種当金及び準備金の繰戻額				○	
租税の還付金				○	
還付加算金			○		

(注1) 介護保険収入のうち、社会保険分の医療収入は、地方税法第72条の23第2項により限定されています。

(注2) 訪問介護、主治医意見書作成料などは、自由診療等収入に含めてください。

介護保険収入については、「介護保険法等の規定に基づくサービスの種類による計上区分」をご参照ください。

(注3) 国・地方公共団体及びこれらに準ずる公的機関から収入した、施設整備に対する助成金、雇用に対する補助金、借入れに対する助成金等が該当します。ただし、補助金等の名目であっても、医療保健業に対する業務の対価として支払われる委託料、協力金、手当などの内容であるものは、その他の収入に含めてください。

また、施設整備に対する助成金について、圧縮記帳しない場合には、その他の収入に含めてください。

(注4) 「支払相当額と相殺されたもの」とは、生命保険又は損害保険の保険金のうち事故当事者又は当該親族等へ支払った額をいい、損害保険金及び物的な損害の賠償金については、補修費用等実費相当額を超える部分を計上してください。「圧縮損等により収益反映しないもの」とは、法人税法等の規定により損金算入が認められる収入金額をいいます。なお、休業補償・所得補てん等の保険金は、その他の収入に含めてください。

介護保険法等の規定に基づくサービスの種類による計上区分

介護保険法の規定に基づくサービス及び生活保護法の規定に基づく介護扶助については、法人事業税の非課税対象（社会保険分の医療収入）が次のとおり限定されています。

	サービスの種類	計上区分	
		社会保険 医療収入	自由診療 等収入
指定居宅サービス	訪問介護		○
	訪問入浴介護		○
	訪問看護	○	
	訪問リハビリテーション	○	
	居宅療養管理指導	○	
	通所介護（デイサービス）		○
	通所リハビリテーション（デイケア）	○注	○注
	短期入所生活介護		○
	短期入所療養介護	○注	○注
	特定施設入居者生活介護		○
	福祉用具貸与		○
特定福祉用具販売		○	
指定地域密着型サービス	夜間対応型訪問介護		○
	認知症対応型通所介護		○
	小規模多機能型居宅介護		○
	認知症対応型共同生活介護		○
	地域密着型特定施設入居者生活介護		○
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		○
指定居宅介護支援	居宅介護支援（ケアマネジメント）		○
指定施設サービス	介護福祉施設サービス		○
	介護保健施設サービス	○注	○注
	介護療養施設サービス	○注	○注

指定介護予防サービス	介護予防訪問介護		○
	介護予防訪問入浴介護		○
	介護予防訪問看護	○	
	介護予防訪問リハビリテーション	○	
	介護予防居宅療養管理指導	○	
	介護予防通所介護		○
	介護予防通所リハビリテーション	○注	○注
	介護予防短期入所生活介護		○
	介護予防短期入所療養介護	○注	○注
	介護予防特定施設入居者生活介護		○
	介護予防福祉用具貸与		○
特定介護予防福祉用具販売		○	

(注) 平成17年10月から全額自己負担となった居住費・食費（食材料費と調理費）・滞在費は「自由診療等収入」です。また、利用者の負担軽減のために介護保険から支給される「特定入所者介護サービス費」・「特定入所者支援サービス費」も「自由診療等収入」です。